

# 第 3 章

## まちづくりの進め方

# 1. まちづくり推進の基本的な考え方

本計画策定後は、都市計画マスタープランで示した将来の望ましい姿の実現に向けて、拠点整備や交通ネットワークの形成、自然や農林環境の保全と計画的な都市的土地利用の形成、集落地の環境整備、地区別での身近なまちづくりの実践など、制度・手法の適切な活用と、多様なまちづくりの主体が参加し、計画を推進していくことが重要となります。

そこでここでは、計画実現に向けた具体的な取組み方や各主体の計画推進への関わり方、段階的取組みの考え方など、まちづくりを推進する上での基本的な考え方を整理します。

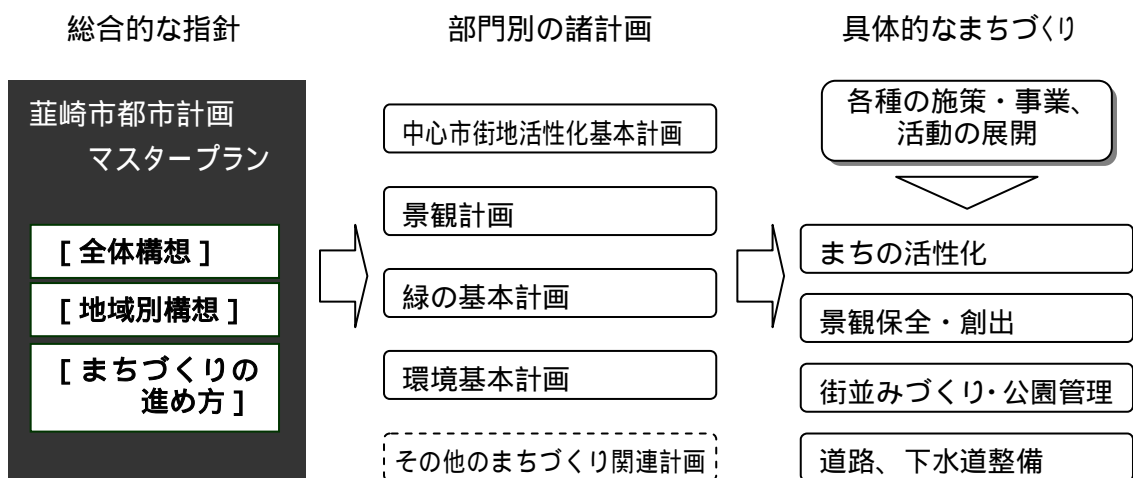
## (1) 都市計画制度等への反映と活用

「都市計画マスタープラン」は、「都市計画法(18条の2)」において定めることとされている、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

都市づくりにおける最上位の計画(基本的な方針)として、適切に都市計画に反映させるとともに、今後、策定・改定する「部門別の諸計画」の総合的な指針として活用を図り、今後実施する個別事業は、これらの計画に基づいて実施することを基本とします。

都市計画法に基づいた各種都市計画制度の活用をはじめ、景観法などに基づく法制度の活用、事業実施や住民主体のまちづくりに関する助成制度の活用など、各種施策に応じて適切な手法の活用を図っていきます。

### 都市計画マスタープランの位置づけ



## (2) 市民と行政の協働によるまちづくりの推進

本計画策定においては、市民参加に取組みながら計画づくりを行いました。

今後、目指すべき将来像の実現に向け、地域固有の魅力を活かしながらより良いまちづくりを進めるためには、このような市民参加の取組みを継続するとともに、さらに発展させる必要があります。

そこで今後のまちづくりは、住民・事業者及び行政が、それぞれの役割のもと、ともに考え・ともに選び・ともに行動する「協働によるまちづくり」を基本とし、互いに連携・協力しながら進めていきます。

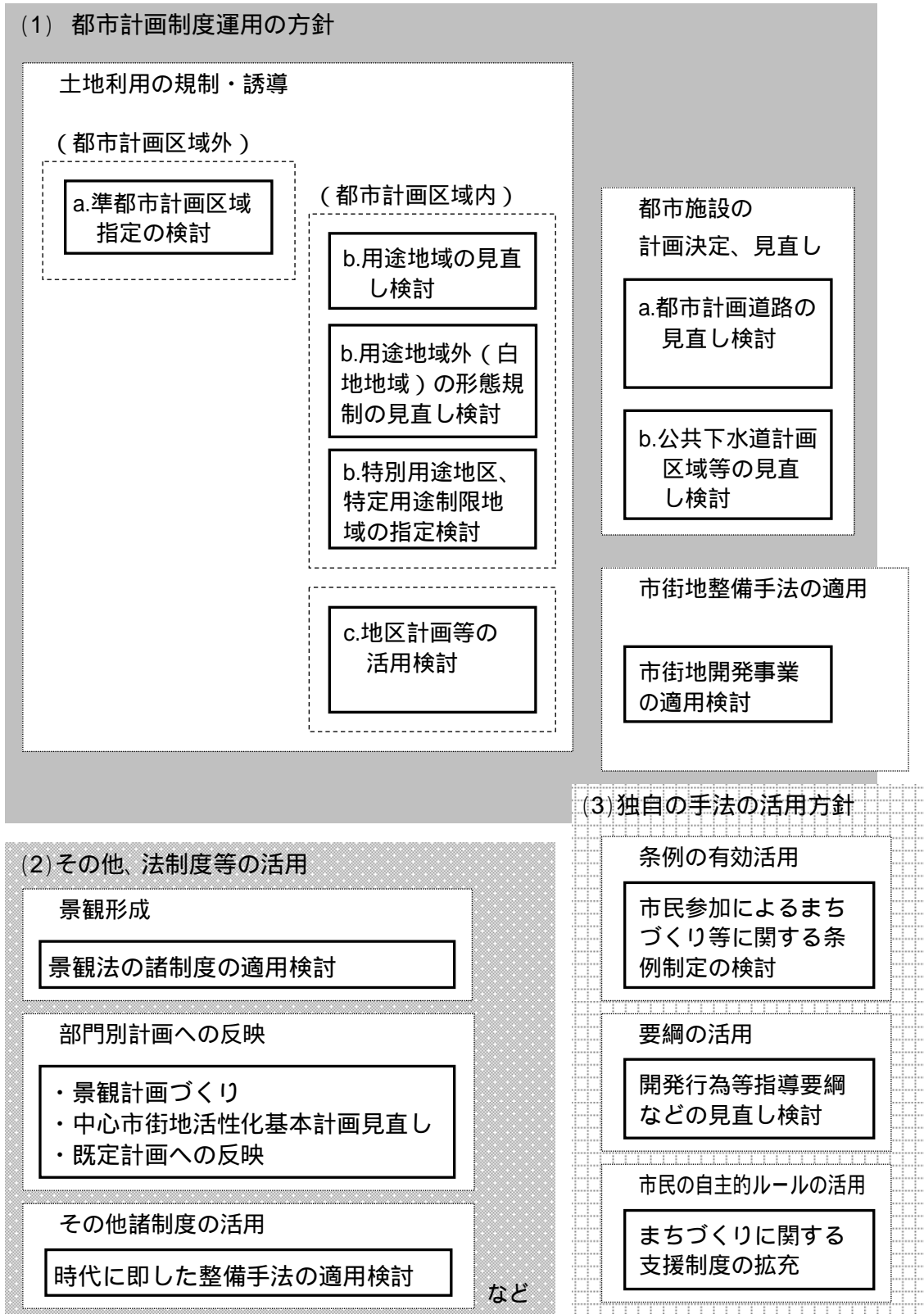
## (3) 段階的な取組みの推進

計画を推進するために、市は全体の財政状況を踏まえ、住民等との合意形成や国や県、関係機関等との調整・連携を図りながら、計画的、段階的に事業等を着実に実施することを基本としますが、市全体及び地域のまちづくりにおいて、重点的に取組む必要があると判断したものについては、より早期に計画の具体化を図り、実現に向けた取組みを進めていきます。

市民や事業者等は、できることから取組みを進め、市は、これらの取組みを適切に支援することを基本とします。

## 2 . 都市計画制度等への反映と活用

ここでは、「都市づくりの整備方針」の実現に向けた、都市計画制度等への反映と活用など、適切な手法の活用の考え方を示します。



## (1) 都市計画制度運用の方針

「蕪崎市都市計画マスタープラン」に即した都市づくりに向け、都市計画の決定・変更等、都市計画制度の適切な活用を図っていくこととします。

### 土地利用の規制・誘導等

#### a. 準都市計画区域指定の検討

都市計画区域外（蕪崎 I.C 周辺）では、無秩序な市街地の拡大による環境悪化を防止し、計画的な公共施設整備による土地利用誘導等が必要であることから、関係住民の意向も踏まえつつ、また、将来的に都市計画区域への編入も視野に入れ、準都市計画区域の指定について検討を行います。

検討にあたっては、関係機関との調整を図り、区域指定の必要性和効果の検討などを行います。

#### b. 用途地域の見直し、特別用途地区・特定用途制限地域の指定検討

用途地域と土地利用との不整合が見られる地区や中心市街地においては、土地の合理的・効率的な利用に向け、用途地域の適正な見直しについて検討します。また、併せて防火地域・準防火地域の指定等についても検討します。

用途地域外（白地地域（20号バイパス検討路線沿道、御勅使工業団地周辺））では、良好な環境の形成または保持のため、当該地区の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、白地地域の形態規制の見直し検討や用途地域の指定（特に、御勅使工業団地周辺においては、特定用途制限地域の指定を考慮）について検討します。

#### c. 地区計画等の活用検討

既成市街地や既存集落では、緑豊かな市街地環境の維持・形成や街並み形成に向け、地区の特性を活かした地区計画の活用を促します。

また、釜無川右岸地域では、新規市街地の育成に向けた土地利用や都市基盤整備の誘導等に向け、地区計画の指定を検討します。

### 都市施設の計画決定、見直し

#### a. 都市計画道路の見直し検討

都市計画道路については、社会情勢の変化や交通需要等を見極めながら、道路網計画の再点検を行い、必要であれば「廃止」、「変更」等の見直しを行うこととします。

## b. 公共下水道計画区域等の見直し検討

公共下水道計画区域のうち、未整備区域については、「公共下水道整備計画」の変更に基づき、住民との合意形成を図りながら、必要であれば、区域の「廃止」、「変更」等の見直しを行うこととします。

### 市街地整備手法の適用

市街地開発事業は、積極的なまちづくりの手法としては最も有効ですが、住民の合意形成、権利関係の調整などにより、多くの時間と労力が必要とされます。

市街地整備手法の適用にあたっては、面的整備の必要性が最も高く、その効果を最大限に発揮する地区を選定することを基本方針とし、適用検討を行うこととします。

## (2) その他、法制度等の活用

### 景観形成

文化的に重要な意義を有する緑地であり良好な自然景観を有している七里岩をはじめ、武田八幡宮周辺や新府城跡周辺など“武田の里交流拠点”と位置づけた地区では、景観形成の手法として、都市計画の地域地区である景観地区の指定も視野に入れ、景観法の諸制度の適用を検討します。

### 部門別計画への反映

景観法など新法の制定や、まちづくり三法の改正などを背景に、「景観計画」づくりの着手や「中心市街地活性化基本計画」などの見直しを進めます。

また、「緑の基本計画」などの既定計画については、適切に本計画との整合を図る取組みを進めます。

### その他諸制度の活用

市街地整備の手法として、各地区の課題や方向性に適した各種助成制度などの積極的な活用を図ります。

制度の活用においては、ハード面からソフト面まで複合的な活用が可能な交付金制度など、時代の変化に伴い再編や創設が行われている様々な整備手法の適用を検討し、最も効果的な制度を活用したまちづくりを進めます。

### (3) 独自の手法（条例、要綱、自主的ルール）の活用の方針

#### 条例の有効活用

政策の実効性を高めるため、条例の有効活用を図ります。

市民参加により、市民のまちづくりへの主体的な参加を可能にする仕組みを定めた、まちづくりや景観形成に関する条例、その他まちづくりに関する市独自の条例の制定を検討します。

#### 要綱の活用

良好な生活環境を保全し、調和のとれた土地利用と秩序ある都市形成を図るため、開発行為を行う者に対して必要な基準を定めた「蕪崎市開発行為等指導要綱」や、その他まちづくりに関する要綱等の見直しや策定を検討します。

#### 市民の自主的ルールの活用

より身近な地区の特性を活かし、住民が主体となり良好な環境を確保するための手法として、建築基準法や都市緑地法などの法に基づく建築協定や緑地協定等、市民間ルールの活用を働きかけるとともに、みどりの保全・創出等に関する支援策の拡充を検討します。





### (3) 行政の役割

行政は、市民や事業者等と連携・協力し、計画実現に向けた具体的な取組みを積極的に推進するとともに、市民や事業者等のまちづくりに関する主体的な取組みに対して、その段階に応じて必要な支援を行う主体です。

特に、協働のまちづくりに向け、市民や事業者等の参加しやすい環境づくりを行うとともに、その環境を支える体制づくり等に取り組めます。

#### 市民や事業者等の参加しやすい環境づくり[活発なまちづくりに向けて]

##### a. 情報の収集と提供、市民と行政が話合う機会の創出

まちの状況や情報の共有と相互理解を深めるため、市民と行政が話合う機会を創出しながら、まちづくりに関する様々な情報の収集と提供を行います。

また、まちづくりへの関心度を高めるため、定期的なまちづくり勉強会の開催なども検討していきます。

##### b. 市民や事業者等の自主的な取組みや活動の支援

市民等が主体となったまちづくりは、地区等を単位として、まちづくりの提案制度などの活用も視野に入れ、計画の具体化や新たなルールづくり、それらに基づいたまちづくりの実践などが考えられます。

市は、市民等の主体的なまちづくりの活性化に向け、市民向けの総合窓口の充実に努めるとともに、まちづくり活動へのアドバイスや、計画づくりへの専門家等の派遣など、まちづくりの機運の高まりや取組みのレベルなどに応じて支援を行います。

また、事業者(民間)の開発にあたっては、適切な指導及び支援を行います。

##### c. 計画から管理までの市民参加の促進

行政が率先して取り組むまちづくりについては、計画段階から情報を提供し、積極的に市民参加(市民の声)を求めます。

公園や道路等の整備、建設においては、市民組織や事業者の参画を促進するとともに、アダプト・プログラムなども活用し、管理(美化活動など)や活用への参画機会を拡大していきます。

#### まちづくりの推進体制の確立

##### a. 庁内推進体制の確立

都市計画マスタープランに即して総合的かつ効果的な都市づくりや地域のまちづくりを推進するためには、市民や事業者等の取組みに対する支援、及び都市計画マスタープランと部門別計画との調整や部門別事業間の調整を行い、整

合を図りながらまちづくりを進めることのできる体制を整えることが必要です。  
市は、庁内関係各課が連携し、実務的な連携を図ることのできる横断的な計画推進体制の充実に努めます。

#### b. 関係機関等との調整

まちづくりに関する広域的な連携や調整を図るため、国や県、近隣市など関係機関等と協議を行います。

### 計画の進行管理

都市計画マスタープランは、長期的（概ね 20 年）な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするという基本的な性格を持つ計画です。

計画の進行管理にあたっては、都市計画マスタープランに即したまちづくりの実施状況を点検し、また、その効果を客観的に評価する仕組みづくりが必要です。

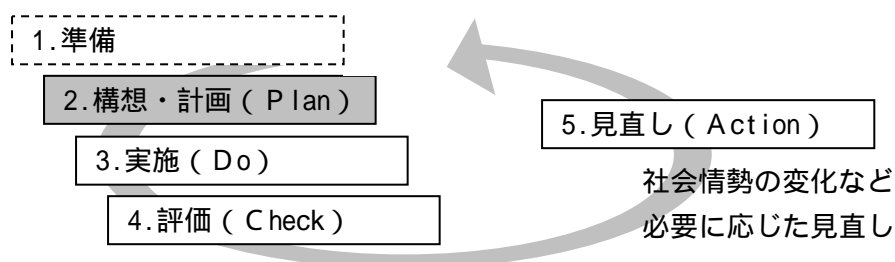
さらに、長期的な視点に立つ都市計画の基本的な方針であることから、一定の継続性、安定性が要請されますが、社会・経済情勢等の変化に対応した見直しの検討も必要です。

#### 都市計画マスタープランの点検・評価

庁内の各施策を把握できる組織などにおいて、「行政評価制度」を活用しながら、部門別計画や事業への反映や実施状況や市民参加の活動状況等の点検・評価を総合的に行います。

#### 都市計画マスタープランの見直し

社会・経済情勢をはじめ、予定したプロジェクトやまちづくりに関する施策等が大きく変化した場合には、計画の部分的改訂等も視野に入れ、弾力的見直しを行います。



## 4 . 重点的なまちづくりの進め方

ここでは、市全体及び地域のまちづくりにおいて、重点的に取り組むまちづくりの考え方を示します。

### (1)「全体構想」における“都市の拠点”や“軸”のまちづくり

本都市計画マスタープランの「全体構想」の将来都市構造図において位置づけた、

“都市の拠点”・・・10 拠点

“都市の骨格”のうち、道路及び産業・文化・交流軸

“新住宅市街地”

は、計画の具体化、個別の事業の適用・実施など、適切な制度の活用を図りながら重点的な取り組みを推進します。

取り組みの推進にあたっては、庁内関係各課において重点的な取り組みを行うとともに、プロジェクト会議等を発足し、連携・協力しながら多面的な取り組みを行います。

また、住民等との合意形成をはじめ、国や県、関係機関等への働きかけを行い、官民一体となった事業の推進を図ります。

### (2)「地域別構想」における地域特有の“拠点”や“軸”のまちづくり

本都市計画マスタープランの「地域別構想」において位置づけた、地域特有の“拠点”や“軸”は、市民・事業者等の主体的な取り組みを基本とし、これらの取り組みを重点的に行政が支援します。

市民や事業者等は、準備段階から参加し、より具体的な計画づくりや計画の実施、管理といった一連のプロセスに係ることができる仕組みづくりの構築を目指します。

行政は、市民の関わり方を例示するなど、技術的・専門的支援を行っていきます。

# 參考資料編

# ．策定の経緯

## 1．委員会等の開催経緯

平成 19 年 3 月の策定を目指し、2 ヶ年で策定しました。

策定委員会、検討委員会、まちづくり研究委員会は、2 ヶ年で計 6 回、まちづくり地域研究会は、計 3 回の開催を行いました。

### (1) 平成 17 年度の開催経緯

開催日	名称			内容（議題等）
	庁内検討委員会	庁内策定委員会	まちづくり研究委員会	
平成 17 年 10 月 3 日(月)	第 1 回 蕪崎市都市計画 マスタープラン 検討委員会	第 1 回 蕪崎市都市計画 マスタープラン 策定委員会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・蕪崎市都市計画マスタープラン策定方針</li> <li>・都市計画マスタープランの位置づけと役割</li> <li>・都市計画マスタープラン見直しの視点と方向性</li> <li>・市民意向調査実施について</li> </ul>
10 月 28 日(金)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・蕪崎市まちづくり研究委員会委員委嘱状交付式</li> <li>・第 1 回 蕪崎市まちづくり研究委員会</li> </ul>	
10 月下旬～ 11 月上旬	(市民アンケートの実施)			
12 月 16 日(金)	第 2 回 蕪崎市都市計画 マスタープラン 検討委員会			<ul style="list-style-type: none"> <li>・蕪崎市の現況</li> <li>・蕪崎市市民意向調査結果</li> <li>・計画づくりの課題</li> </ul>
12 月 21 日(水)		第 2 回 蕪崎市都市計画 マスタープラン 策定委員会		
12 月 22 日(木)			第 2 回 蕪崎市まちづくり 研究委員会	
平成 18 年 1 月 19 日(木)、 1 月 27 日(金)	(庁内関係各課ヒアリングの実施)			
2 月 20 日(月)	第 3 回 蕪崎市都市計画 マスタープラン 検討委員会			<ul style="list-style-type: none"> <li>・蕪崎市の現況（修正）</li> <li>・都市づくりの課題</li> <li>・都市づくりの方向性</li> </ul>
2 月 28 日(火)		第 3 回 蕪崎市都市計画 マスタープラン 策定委員会		
3 月 3 日(金)			第 3 回 蕪崎市まちづくり 研究委員会	

(2) 平成18年度の開催経緯

開催日	名称			内容(議題等)
	庁内検討委員会	庁内策定委員会	まちづくり研究委員会	
平成18年 6月26日(月) (29(木))	第4回 蕪崎市都市計画 マスタープラン 検討委員会			<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体構想の骨子及び都市づくりの整備方針の骨子</li> <li>・都市づくりの整備方針</li> </ul>
7月5日(水)		第4回 蕪崎市都市計画 マスタープラン 策定委員会		
7月14日(金)			第4回 蕪崎市まちづくり 研究委員会	
7月28日(金) 8月2日(水)	[第1回まちづくり地域研究会開催]			<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域研究会開催の目的、進め方</li> <li>・現況</li> </ul>
8月29日(火)	(蕪崎市都市計画審議会(中間報告))			
9月中旬 ~下旬	[第2回まちづくり地域研究会 5地域開催]			<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の魅力や問題点</li> <li>・地域の目指すべき将来の姿</li> </ul>
11月上旬	[第3回まちづくり地域研究会 5地域開催]			<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のまちづくり(将来の地域の姿、まちづくりの方向性など)</li> </ul>
12月5日(火)	第5回 蕪崎市都市計画 マスタープラン 検討委員会			<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体構想(素案)</li> <li>・地域別構想(素案)</li> </ul>
12月25日(月)		第5回 蕪崎市都市計画 マスタープラン 策定委員会		
12月26日(火)			第5回 蕪崎市まちづくり 研究委員会	
平成19年1月	(パブリックコメント実施)			
2月26日(月)	第6回 蕪崎市都市計画 マスタープラン 検討委員会			<ul style="list-style-type: none"> <li>・蕪崎市都市計画マスタープラン(原案)</li> </ul>
3月1日(木)		第6回 蕪崎市都市計画 マスタープラン 策定委員会		
3月5日(月)			第6回 蕪崎市まちづくり 研究委員会	
3月20日(火)	(議会への報告)			
3月22日(木)	(蕪崎市都市計画審議会)			
4月	公表			

## 2 . 都市計画審議会への報告状況

第1回 平成18年 8月29日 中間報告

(策定方針、各種委員会の開催概要、全体構想案、  
今後の予定)

第2回 平成19年 3月22日 蕪崎市都市計画マスタープラン案の諮問・答申

蕪建発第1382号  
平成19年 3月 6日

蕪崎市都市計画審議会  
会長 清水 勝義 殿

蕪崎市長 横内 公明

「蕪崎市都市計画マスタープラン（蕪崎市都市計画に関する  
基本的な方針）」（原案）について（諮問）

標記の件について、都市計画法第18条の2の規定に基づく方針（原案）を策  
定したので、貴審議会の意見等を拝聴いたしたく諮問します。

韮 都 発 第 3 号  
平 成 1 9 年 3 月 2 8 日

韮 崎 市 長 横 内 公 明 殿

韮 崎 市 都 市 計 画 審 議 会  
会 長 清 水 勝 義

韮 崎 都 市 計 画 マ ス タ ー プ ラ ン ( 原 案 ) に つ い て ( 答 申 )

平 成 1 9 年 3 月 6 日 付 け 韮 建 発 第 1 3 8 2 号 に て 諮 問 の あ っ た 標 記 の 件 に つ  
い て は 、 3 月 2 2 日 開 催 の 都 市 計 画 審 議 会 で の 審 議 の 結 果 、 原 案 に 同 意 し ま す 。



# 委員会、地域別研究会 名簿

## 1. 蕪崎市都市計画マスタープラン検討委員会

### (1) 平成 17 年度

課 名	室 名	職 名
[会長] 建設課		
総務課	総務室	室 長
企画財政課	企画財政室	室 長
市民生活課	環境室	室 長
福祉保健課	福祉室	室 長
産業経済課	農林室	室 長
産業経済課	商工観光室	室 長
建設課	建設室	室 長
上下水道課	水道室	室 長
上下水道課	下水道室	室 長
教育課	学校教育室	室 長
教育課	スポーツ振興室	室 長
教育課	生涯学習推進室	室 長
農業委員会	事務局	リーダー

庶務：建設課 都市計画室

### (2) 平成 18 年度

部 名	課 名	職 名
[会長] 産業建設部	建設課	課 長
総務部	総務課	調整監
総務部	企画財政課	企画監
市民生活部	市民課	企画監
市民生活部	福祉保健課	調整監
産業建設部	産業経済課	調整監
産業建設部	上下水道課	企画監
教育委員会	教育課	調整監

庶務：産業建設部 建設課

## 2 . 蕪崎市都市計画マスタープラン策定委員会

### (1) 平成 17 年度

役 職	課 名	職 名 等
会 長		市 長
副会長		助 役
委 員		収入役
委 員	総務課	課 長
委 員	企画財政課	課 長
委 員	市民生活課	課 長
委 員	福祉保健課	課 長
委 員	産業経済課	課 長
委 員	建設課	課 長
委 員	上下水道課	課 長
委 員	会計課	課 長
委 員	市立病院	事務長
委 員	議会事務局	局 長
委 員	教育課	課 長
委 員	農業委員会	事務局長

庶務：建設課 都市計画室

### (2) 平成 18 年度

役 職	部 名	課 名	職 名 等
会 長			市 長
委 員	総 務 部		部 長
委 員	市民生活部		〃
委 員	産業建設部		〃
委 員	総 務 部	総 務 課	課 長
委 員	〃	企画財政課	〃
委 員	市民生活部	市 民 課	〃
委 員	〃	税 務 課	〃
委 員	〃	福祉保健課	〃
委 員	産業建設部	産業経済課	〃
委 員	〃	建 設 課	〃
委 員	〃	上下水道課	〃
委 員		会 計 課	〃
委 員		市 立 病 院	事務局長
委 員		議会事務局	局 長
委 員	教育委員会	教 育 課	課 長

庶務：産業建設部 建設課

### 3 . 蕪崎市まちづくり研究委員会

#### (1) 平成 17 年度

区 分	氏 名	所 属
市議会議員 (第1号委員)	[会長] 岩 下 照 人 五 味 篤 矢 崎 六 彦 清 水 清 秋 山 武 廣	
地区長 (第2号委員)	[副会] 安 部 重 宏 佐 藤 稔 長 阪 信 一 斉 藤 實 守 屋 英 典 石 井 正 人 雨 宮 清 訓 内 藤 佑 介 堀 内 寛 清 水 武 則 矢 ヶ 崎 勉	蕪崎地区代表区長  穂坂町     " 藤井町     " 中田町     " 穴山町     " 円野町     " 清哲町     " 神山町     " 旭 町     " 大草町     " 竜岡町     "
各種団体代表 (第3号委員)	保 阪 正 昭 藤 森 儀 文 伊 藤 啓 子 生 山 澄 江 廣 島 伸 枝	蕪崎市農業委員会 梨北農業協同組合 男女共同参画 女性団体連絡協議会 国際ソロプチミスト
知識経験者 (第4号委員)	進 藤 哲 雄 石 井 直 江 藤 巻 父 母 子	
企業代表 (第5号委員)	高 野 豊 村 和 光 晃	蕪崎市商工会 御勅使工業会
(第6号委員)	櫻 本 安 善	蕪崎市助役

(2) 平成 18 年度

区 分	氏 名	所 属
市議会議員 (第1号委員)	[会長] 浅川 昇 五味 篤 矢崎 六彦	
地区長 (第2号委員)	[副会長] 安部 重宏 大柴 義克 長阪 信一 斉藤 實 藤森 儀文 石井 正人 雨宮 清訓 内藤 佑介 山本 榮一 清水 武則 矢ヶ崎 勉	葦崎地区代表区長  穂坂町     " 藤井町     " 中田町     " 穴山町     " 円野町     " 清哲町     " 神山町     " 旭 町     " 大草町     " 竜岡町     "
各種団体代表 (第3号委員)	保阪 正昭 堀川 千秋 伊藤 啓子 大塚 千秋 藤原 礼子	葦崎市農業委員会 梨北農業協同組合 男女共同参画 女性団体連絡協議会 国際ソロプチミスト
知識経験者 (第4号委員)	進藤 哲雄 石井 直江 藤巻 父母子	
企業代表 (第5号委員)	高野 豊村 和光 晃	葦崎市商工会 御勅使工業会
(第6号委員)		

## 4 . 蕪崎市都市計画マスタープラン まちづくり地域研究会

( 50 音順、敬称略 )

### ( 1 ) 蕪崎・藤井地域 ( 1 4 名 )

[蕪崎地区]

井山元二、小林寛司、高石勝、瀧田正充、長田英一、柳本進、横川清

[藤井地区]

小澤英明、小沢増起、小田切博道、落合徹、保阪宏悟、宮川正、望月至、

### ( 2 ) 穂坂地域 ( 1 1 名 )

跡部俊保、犬塚清延、猪股武信、神取寛治、小林昭司、小林吉正、保坂辰夫、保坂知久、宮川忠文、横森直樹、横森宏尹

### ( 3 ) 中田・穴山地域 ( 1 3 名 )

[中田地区]

小川龍馬、金山宏、高保基、花輪譲二、藤原春榮、古屋武一、水上晃治

[穴山地区]

石合之貴、大柴十四昭、堀井満、守屋喜彦、山田恭男、山寺一壽

### ( 4 ) 円野・清哲地域 ( 1 4 名 )

[円野地区]

石原幸夫、内藤時雄、野田正資、堀内健光、眞壁昭彦、眞壁静夫、米倉松男

[清哲地区]

雨宮義親、小澤恒一、小澤好一、加賀爪紀男、竹田繁雄、仲田林貞、湯舟孝行

### ( 5 ) 神山・旭・大草・竜岡地域 ( 2 0 名 )

[神山地区]

工藤良一、功刀勝之、功刀逸雄、矢崎俊男、矢崎等

[旭地区]

久保田敬、功刀徹治、鈴木彬之、富樫捨二、堀内武明

[大草地区]

秋山家宏、畑野長治、山内智、山本平、森幸一

[竜岡地区]

浅川光臣、輿石賢一、齊藤勝人、志村允弘、千野静馬

## 韮崎市都市計画マスタープラン

---

策 定 日 / 平成 19 年 3 月 31 日

企画・編集 / 韮崎市建設課都市計画担当

発 行 者 / 韮崎市

〒407-8501

山梨県韮崎市水神 1 丁目 3 番 1 号

TEL : 0551-22-1111 (代表)

<http://www.city.nirasaki.lg.jp>

写真提供 : 「韮崎市航空協会」・「韮崎市観光協会」

2 0 0 7



富士市